

松本市都市計画マスタープラン（案）に対するパブリックコメントの結果について

1 募集期間

令和3年11月17日（水）から12月17日（金）まで

2 閲覧方法

- (1) 市ホームページ
- (2) 窓口（都市計画課、行政情報コーナー、各地域づくりセンター）

3 実施結果

(1) 件数

16件（5人）

(2) 提出方法

- ア 窓口持参 1件（1人）
- イ 郵送 1件（1人）
- ウ ファクシミリ 1件（1人）
- エ 電子メール 13件（2人）

(3) 意見等に対する対応

区分	内容	件数
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正したもの	1件
イ 趣旨同一の意見	意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの	7件
ウ 参考とする意見	案を修正はしないが、施策等の実施段階で参考とするもの	6件
エ 対応が困難な意見	対応が困難なもの	1件
オ その他	案の内容に関する質問等	1件

4 意見等の概要及び市の考え方

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
1	第3 全体構想 3 松本市が目指す都市構造 (1) 基本的な考え方 (3) 将来の都市構造	地域拠点への都市機能集積については、中心市街地の地位低下や郊外化の懸念があるので、必要最小限で良いのではないかと。	【イ 趣旨同一の意見】 都市中心拠点（中心市街地）は、松本都市圏からの利用を想定し、高次の都市機能を集約すること、地域拠点は、地域拠点及びその周辺の利用を想定し、身近な商店や医療・福祉サービス施設等を配置・誘導するなど、各拠点の役割に応じた誘導や整備を進めることとしています。これにより中心市街地の低密度化や郊外部の無秩序な開発を抑制し、市域全体として持続的に発展することを目指していき

			ます。
2	<p>第3 全体構想 4 分野別の都市整備の方針(土地利用) (3) 土地利用方針</p> <p>第4 地域別構想 1 中央部地域</p>	<p>「中央部地区」の「都市型複合業務地区」において、新しいマンションの建築が計画されている。高層建築により生活が侵害されると考えるが、マスタープランに反映されていない。本プランを策定する前に、マンションデベロッパー等によって生活を侵害されることを抑制できる法整備が急務である。早急に現状の中高層建築から市民の生活を守る条例の整備を実行して欲しい。</p>	<p>【ウ 参考とする意見】</p> <p>都市型複合業務地区は、「各種業務施設と都市型住宅から構成される高密度な土地利用の形成を進める」としています。また、地域別構想の中央部地域【環境保全形成】においては、商業や金融の中心地として発展してきた歴史的経緯を踏まえ、建築物等の高さ等に対する制限を適切に導入することとし、高密度な土地利用を進めつつ環境保全に配慮したまちづくりを進めていく方針としています。</p> <p>現行制度である景観計画やまちづくり協定等の取組みの参考とします。</p>
3	<p>第4 地域別構想 1 中央部地域 ②まちづくりの方針</p>	<p>高度利用地区を増やしたり、高さなど規模の最低限度を設定すると良いのではないか。駅前地区は高い建物を建て、都市機能の強化に繋げて欲しい。また、建物同士が連携するような構造にできると便利ではないか。</p>	<p>【イ 趣旨同一の意見】</p> <p>中央部地域のまちづくりの方針において、中心市街地は、多様な高次都市機能を集約し利便性が高いまちを目指すこととしています。また、都市機能の集積・誘導に対して必要かつ効果的と判断される場合は、適切な用途地域への見直しなどの方策を検討していきます。</p>
4	<p>第4 地域別構想 1 中央部地域 ②まちづくりの方針</p>	<p>駅や駅前に地下駐車場やペDESTリアンデッキなどを造り、立体化を促進することにより、利便性や集客性が向上するのではないか。現在よりも更に駅施設の複合化(例:宿泊施設、診療所、市役所の出張所の設置など)を進めると良いと考える。</p>	<p>【イ 趣旨同一の意見】</p> <p>中央部地域の整備方針において、松本駅は松本市における重要な交通結節点であり、周辺のにぎわいを創出するために、交通結節機能の充実を目指すこととしています。具体的には、交通事業者等との連携により、多様な交通手段のシームレスな乗換えや各施設の整備等の効果的な取組みを検討します。</p>
5	<p>第4 地域別構想 6 南部地域 ②まちづくりの方針</p>	<p>沿道型商業施設が林立して郊外化が進むのを抑えるために、南松本から村井までの19号沿線の準工業地域に特別用途</p>	<p>【イ 趣旨同一の意見】</p> <p>国道19号沿線については、複合業務地区として位置付け、複合的・多機能な土地利用の形成を目指し</p>

		地区として大規模集客施設制限地区を設定し、あまり大きな郊外型店舗ができないようにした方が良いのではないかと。	ます。特に、大規模集客施設については、都市機能を増進する施設となるため、立地適正化計画において、都市中心拠点・地域拠点の都市機能誘導区域内に立地誘導していく考えです。
6	第4 地域別構想 6 南部地域	国道19号線の拡幅のために用地買収を進めて欲しい。	【イ 趣旨同一の意見】 国道19号は、全体構想の将来の都市構造において、都市間を連携する重要な軸であることを位置付けており、事業化に向けた取組みを図ります。
7	第4 地域別構想 8 河西北部地域 ③拠点形成と土地利用	島内駅周辺を地域拠点とするとの位置付けであるが、中心市街地へ向かう住民をそこにとどめるだけの魅力も集積も無いと感じる。今後どのような生活サービスの機能の誘導・充実をするのか具体的に示していくことが大切。地域住民が何を求めているか知ることが最優先である。	【ウ 参考とする意見】 地域拠点では、拠点周辺の市街地への生活サービス提供により、高齢者や子育て世代が安心して生活できるまちを目指します。 具体的に誘導する施設は、地区別意見交換会等での意見を踏まえ、立地適正化計画に位置付けており、今後、誘導施策の充実を図ります。
8	第4 地域別構想 8 河西北部地域 ④整備方針（公共交通）	JR大糸線島内駅と島高松駅は大切なインフラである。利用者減少により、将来にわたって駅機能が発揮されるか危惧されることからパークアンドライドの導入を位置付けるべき。特に島高松駅周辺は必要な用地が確保できると考えられる。	【ウ 参考とする意見】 パークアンドライドは、中心市街地への自動車流入を抑制し、公共交通への乗換えを促進する施策です。 交通体系の整備方針において、駅やバス停の立地や需要に応じて、パークアンドライド駐車場の設置拡大を進める方針を示しています。ご意見の具体的な取組みについては、松本市総合交通戦略に基づく事業実施の参考とします。
9	第4 地域別構想 8 河西北部地域 ④整備方針（公共交通）	鉄道の利便性向上とあるが具体的に何を指すのか。一案として電車の時刻にあわせた地域コミュニティバス等（タクシーも含め）との連携（午前午後1回程度）も検討すべき課題と考える。	【ウ 参考とする意見】 整備方針として、交通事業者等との連携による利便性向上の方向性を示しています。ご意見の具体的な取組みについては、松本地域公共交通計画に基づく事業実施の参考とします。

10	第4 地域別構想 8 河西北部地域	地域の迷惑施設（ゴミ焼却炉、し尿処理施設等）を、そこに存在する意味がある施設となるよう具体策が必要ではないか。特にあずさセンターは処理量も減少し下水処理施設との一体的運営を検討する時期であり、後利用として分散型庁舎の一翼を担う位置付けにする等発想の転換に期待したい。	【ウ 参考とする意見】 ごみ処理施設等は都市活動を支える重要な施設であり、引き続き維持していく必要があると考えます。ご意見は、今後の個別施策の参考とします。
11	第4 地域別構想 8 河西北部地域	島立地区や島内地区は農地が広がる美しい景観を有する地区なので、全体的に農地を保全する方針の方が良いと考える。	【イ 趣旨同一の意見】 島立地区や島内地区に形成された農地や農村集落は、全体構想の土地利用方針において田園集落地区としており、優良農地の保全を図るとともに、農村集落地の生活環境の維持・向上を図っています。また、地域別構想（河西北部地区）の将来像やまちづくりの方針においても農地の保全や営農環境との調和を位置付けています。
12	第4 地域別構想 8 河西北部地域 ④整備方針（施設整備）	既存、新設問わずインター周辺の開発は抑制し、倉庫やガソリンスタンドなど、インター周辺という立地に合った施設の展開で良いのではないかと考える。インター周辺は利便性が高く、商業施設が集中すると、中心市街地の求心力が低下しかねないと考える。	【イ 趣旨同一の意見】 インターチェンジ周辺は、優良農地の保全を基本としています。その上で、全体構想の都市活力を創出する計画的な産業集積や産業振興に向けた方針において、既存の産業団地及びその周辺での受け入れが困難な場合は、交通利便性が高いことを踏まえ、松本市の特性を活かした都市活力を創出するための産業誘致や地域産業との連携に向けた土地利用を検討する方針としています。
13	第4 地域別構想 8 河西北部地域 ②まちづくりの方針	島内駅周辺の住宅は都市型ではなく低層の閑静な住宅地の方が地域の特性に合っているのではないかと考える。	【オ その他】 島内駅周辺は都市機能が集積していることや交通利便性が高いことを踏まえ、立地適正化計画における都市機能誘導区域の位置付けと連携するために都市型住宅としています。

14	<p>第4 地域別構想 9 河西南部地域</p>	<p>和田地区は都市計画法に指定され 50 年を経て、農地所有者の高齢化や農地の地価低下など大変厳しい状況である。マスタープランでは農業環境保全ゾーンとなっているが、線引き後の 50 年間の変貌の検証を行いマイナス地区はどうすれば良いかを考えてほしい。都市計画法の指定を返上し、松本市独自の都市計画条例の制定や、既存集落の上下水等が敷設されている道路から 150m~200m の範囲を市街化区域にするなど大胆な設定をお願いしたい。そうすれば農地所有者も救われ、人口減少に対しても東京圏からの誘致を勧める受け皿にもできるのではないか。</p>	<p>【ウ 参考とする意見】</p> <p>松本市は、市街地の無秩序な拡散を抑制し、計画的な規制・誘導を行うために市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分が定められています。新たに市街化区域を大幅に拡大することは、人口密度の低下を招き、インフラ施設の維持も困難となることから、持続的な都市としていくために、現在の市街化区域の規模を維持していく考えです。</p> <p>その上で、市街化調整区域における課題に対して、今回の計画で郊外部の地域コミュニティ維持に向けた方針を定め、都市計画制度等の活用による生活利便性の維持や定住人口の確保を図ることをしています。ご意見については趣旨を踏まえて今後の参考とします。</p>
15	<p>第4 地域別構想 1 2 奈川地域 ④整備方針（環境保全形成）</p>	<p>環境保全形成の豊かな自然環境の保全の項目に、奈川地区の最大の特徴である旧野麦街道に関する歴史的資源の保存活用に関する記述がありません。項目として追記の整理をお願いしたい。</p>	<p>【ア 反映する意見】</p> <p>ご意見を踏まえ、環境保全形成の項目に旧野麦街道に関連する記載を追記します。</p>
16	<p>第5 都市計画マスタープランの実現に向けて 3 周辺自治体や関係機関との連携</p>	<p>松本圏域を対象とした「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」ではハード面を中心とした意識の共有化等が示されているが不十分ではないか。一人ひとりの住民は自然の景観や歴史的・文化的景観を享受する権利がある。特に景観権については自然の風景全体について住民が持つ権利の^{はず}であり、市村境にある景観を損なう建物等については是正等を要望することのできる協定等を念頭に置いて計画樹立をされたい。</p>	<p>【エ 対応が困難な意見】</p> <p>松本圏域を対象とした「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は広域的な観点から長野県が策定を進めています。</p> <p>隣接自治体の建物等に対する景観是正等について、本計画に具体的に位置付けるものではありませんが、広域的な景観への配慮の取組みに関しては、長野県や隣接自治体と情報共有していきます。</p>